

(参考資料)

## 1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 μ g/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m <sup>3</sup> 以下であること。

## 2 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

## 3 有害大気汚染物質に係る指針値

物質	環境上の条件
アクリロニトリル	1年平均値が2 μ g/m <sup>3</sup> 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10 μ g/m <sup>3</sup> 以下であること。
水銀	1年平均値が0.04 μ g/m <sup>3</sup> 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が0.025 μ g/m <sup>3</sup> 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が18 μ g/m <sup>3</sup> 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6 μ g/m <sup>3</sup> 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ng/m <sup>3</sup> 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5 μ g/m <sup>3</sup> 以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値が140ng/m <sup>3</sup> 以下であること。

注)

1. μ g(マイクログラム)は10<sup>-6</sup>g, ng(ナノグラム)は10<sup>-9</sup>g
2. 指針値とは、有害性評価についての定量的なデータの科学的信頼性がまだ十分に得られていない有害大気汚染物質のうち、ある程度科学的信頼性を得られたものを対象に環境目標値の一つとして、健康リスクの低減を図るために指針となる数値である。

将来、科学的信頼性が得られた物質については、必要に応じて環境基準の設定についての対象となる。